

船員保険月報（概要）（令和2年7月）

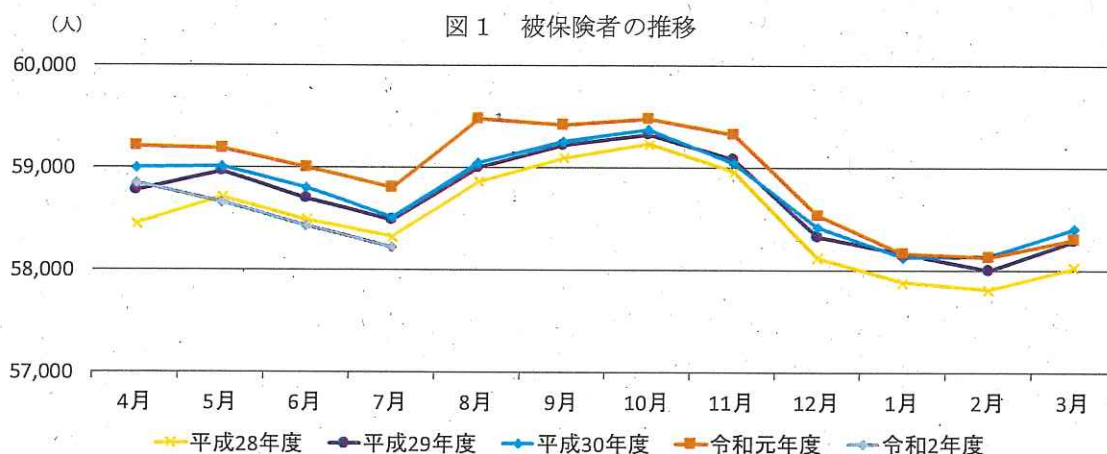
1. 加入者等の状況

令和2年7月末現在の加入者数は116,257人(対前年同月比▲1.8%)であり、被保険者数は58,229人(同▲1.0%)、被扶養者は58,028人(同▲2.7%)となっています(扶養率は1.008(※))。

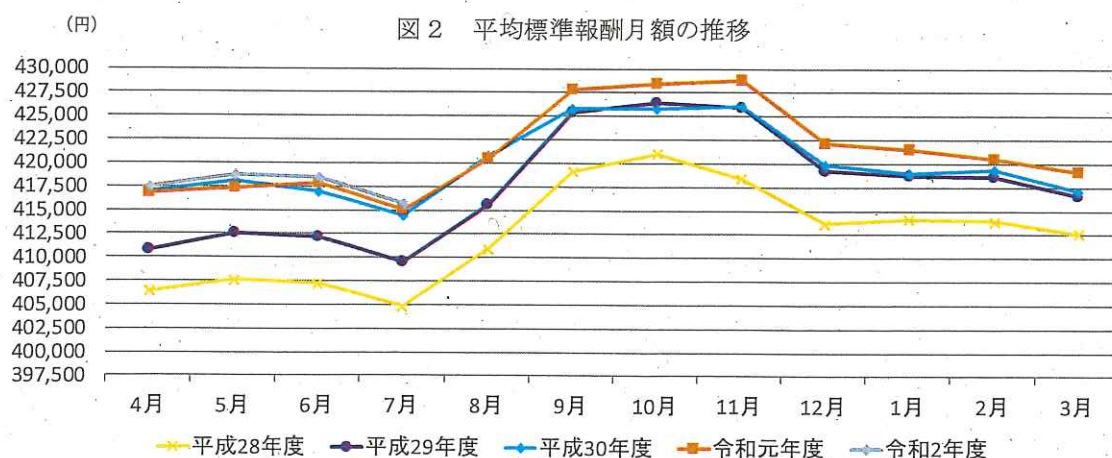
被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は2,693人(同6.9%)で被保険者全体の4.6%となっています。

また、令和2年7月末現在の船舶所有者数は5,630(同▲0.1%)となっています。

※75歳以上の強制被保険者649人を除いて算出している。



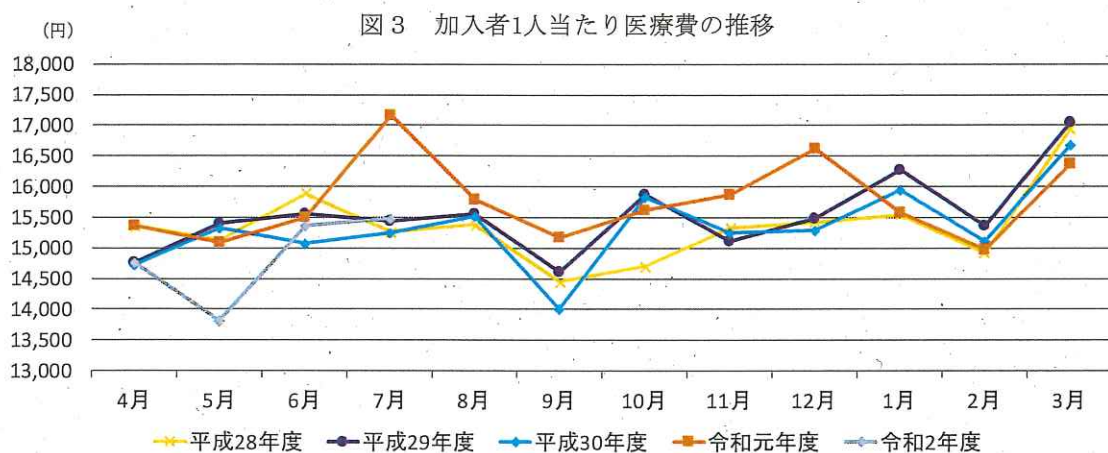
令和2年7月末現在の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は415,654円(同0.1%)となっています。



2. 医療費の状況

令和2年7月の加入者1人当たり医療費は15,471円(対前年同月比▲9.9%)となっており、うち、入院が4,644円(同▲17.2%)、入院外(調剤分を含む。以下同じ。)が8,896円(同▲6.8%)となっています。

加入者1人当たり医療費を三要素に分解してみると、入院では、受診率(加入者1,000人当たり件数)が8.72件(同▲20.4%)、1件当たり日数が10.99日(同7.6%)、1日当たり医療費が48,452円(同▲3.3%)となっており、入院外では、受診率(加入者1,000人当たり件数)が451.53件(同▲10.4%)、1件当たり日数が1.40日(同▲2.7%)、1日当たり医療費が14,025円(同6.9%)となっています。



(注1) 職務外の事由による疾病、負傷に関して保険給付が行われた医療費(下船後の療養補償を除く)を対象としている。

(注2) 「下船後の療養補償」とは、乗船中の職務外の傷病について、3ヶ月の範囲で船舶所有者負担の保険料で10割給付を行う保険給付である。

(注3) 1人当たり医療費とは医療費の水準を考える場合の指標であり、次の式により求められる。

$$\text{1人当たり医療費} = \text{医療費総額} \div \text{人数}$$

また、1人当たりの医療費は、次式のように、1,000人当たり件数(医療費に係る場合を「受診率」という。)、1件当たり日数、1日当たり医療費の三要素に分解することができ、1人当たり医療費の変動を分析する際に三要素ごとの変動をみることが有効となる。

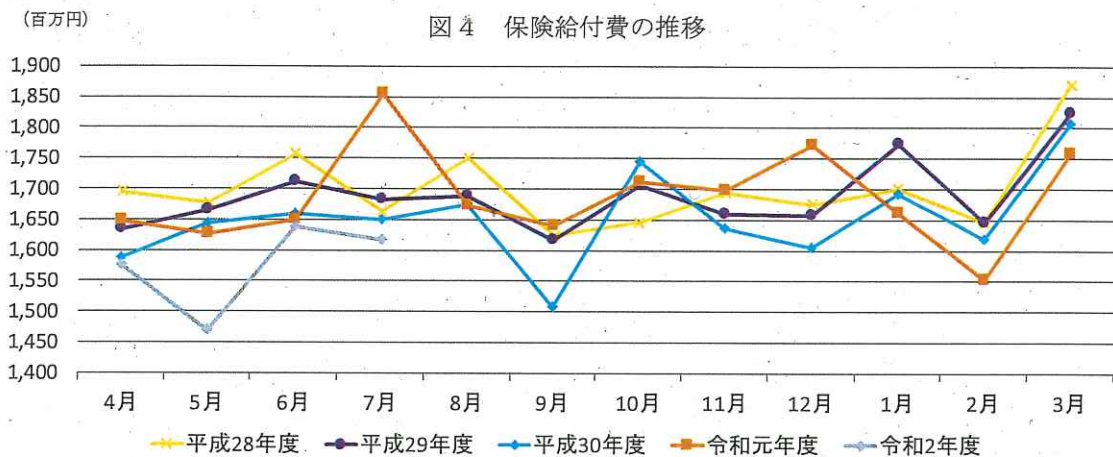
$$\text{1人当たり医療費} = (\text{受診率} \div 1,000) \times \text{1件当たり日数} \times \text{1日当たり医療費}$$

3. 保険給付の状況

(1) 疾病給付

令和2年7月の保険給付費は1,616百万円(対前年同月比▲12.9%)であり、うち、医療給付費は1,416百万円(同▲12.1%)、その他の現金給付費は200百万円(同▲18.4%)となっています。

その他の現金給付費の主なものは、傷病手当金が156百万円、出産育児一時金が31百万円となっています。



(注) 職務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産に関して行われた保険給付(下船後の療養補償を除く)を対象としている。

(2) 職務上年金給付

令和2年7月末現在の協会が支給する新法職務上年金の受給者数は2,008人であり、うち、障害年金受給者数は401人、遺族年金受給者数は1,607人となっています。

新法職務上年金受給者の年金総額は4,363百万円であり、うち、障害年金受給者の年金総額は875百万円、遺族年金受給者の年金総額は3,488百万円となっています。

また、障害年金受給者の平均年金月額が181,810円、遺族年金受給者の平均年金月額が180,889円となっています。

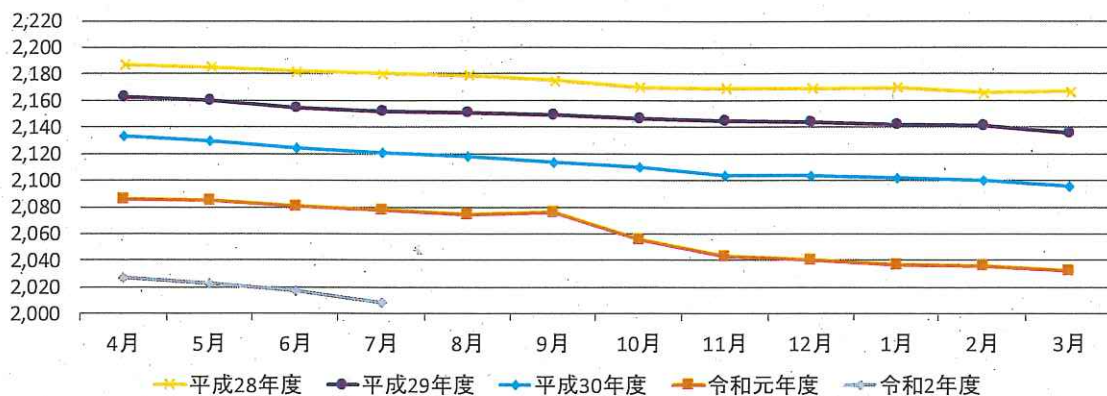
(注1) 「新法」とは、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)(平成22年1月1日施行)による改正前の船員保険法をいう。

(注2) 「新法職務上年金」とは、新法に基づく職務上年金をいう。平成22年1月以降は、職務上

年金は一般制度（労働者災害補償保険）に統合されているが、平成 21 年 12 月以前に発生した保険事故（職務上のケガや死亡）による新法職務上年金については、経過措置として全国健康保険協会が支給することとされている。

(人)

図 5 新法職務上年金受給者の推移

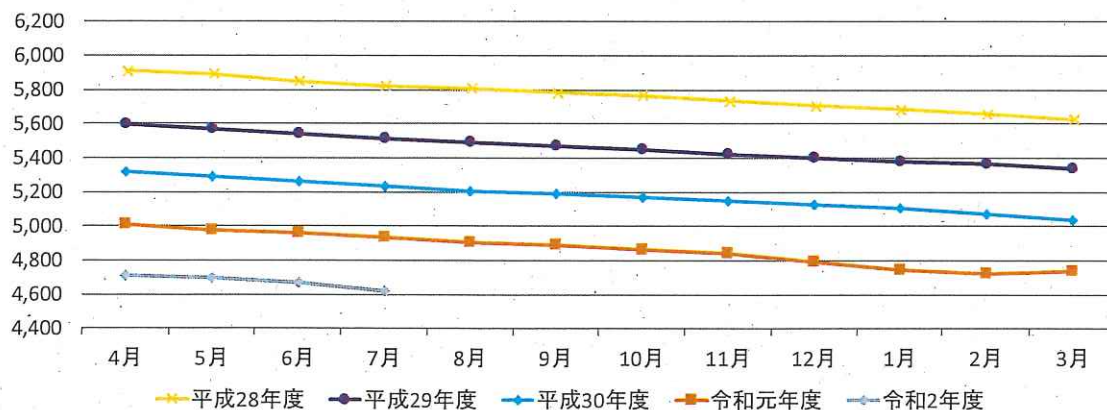


(3) その他

旧法職務上年金の受給者に対して協会が支給する特別支給金の令和 2 年 7 月末現在の受給者は 4,620 人であり、うち、障害年金受給者は 632 人、遺族年金受給者は 3,988 人となっています。

(人)

図 6 特別支給金受給者の推移



(注 1) 「旧法」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）（昭和 61 年 4 月 1 日施行）による改正前の船員保険法をいう。

(注 2) 「旧法職務上年金」とは、旧法に基づく職務上年金をいう。経過措置により平成 22 年 1 月以降は、旧法職務上年金（障害年金及び遺族年金）は日本年金機構が支給し、旧法職務上年金の受給者に対する特別支給金は全国健康保険協会が支給する。